

鹿 児 島 県 公 報

平成27年10月30日（金）第3158号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新（※）（自然保護課取扱い） 1
○鳥獣保護区の存続期間の更新及び区域の表示の変更（※）（自然保護課取扱い） 1
○鳥獣保護区の存続期間の更新（※）（自然保護課取扱い） 3
○特定猟具使用禁止区域の指定（※）（自然保護課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第962号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し、及び同条第7項ただし書の規定により、その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成27年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
川上小学校鳥獣保護区（昭和40年10月6日鹿児島県告示第1027号をもって設定）	肝属郡肝付町後田地内における高山川右岸と岩屋川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を上流方向へ進み同川左岸に接続している水路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同水路を山沿いに川上小学校裏の通称「段」と称する丘と通称牟礼山との谷間との交点方向へ進み同点に至り、同点から同谷間を高山川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

鹿児島県告示第963号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新し、その区域の表示を同表の中欄に掲げるとおり変更する。

平成27年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
国分城山鳥獣保護区（昭和50年11月5日鹿児島県告示第1229号をもって設定）	霧島市国分清水地内における霧島市道清水～霧島運動公園線と県道北永野田小浜線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と霧島市道城山1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道御里～国分高校前線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道中馬場～国分小学校線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道国分～銅田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道中馬場～国分小学校線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道国分～銅田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道中馬場～国分小学校線との交点方向へ進み同点に至る線によって囲まれた区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

	市道清水～霧島運動公園線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	
霧島鳥獣保護区（昭和35年11月4日鹿児島県告示第900号をもって設定）	霧島市牧園町高千穂地内における霧島市道龍石線と国道223号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と霧島市道泉水～永池線との同市霧島田口字新梅北地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島県と宮崎県との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島森林管理署管内国有林1086林班と民有林との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と霧島市道狩川～鍋窪線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道管谷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道永池～狩川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と同市霧島大窪と同市霧島田口との境界線に位置する里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と霧島市道倉迫～白土線との交点方向へ北に進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道栢田～遠見塚線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道国分霧島線との同市霧島田口字栢田地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と霧島市道栢田1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道田口～野上線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道遠見松～泉水線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道泉水～市後柄線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道牧園霧島線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道牧場～真頭線との同市霧島牧園町高千穂字真頭地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道龍石線との同市霧島牧園町高千穂字小塚原地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
栗野岳鳥獣保護区（昭和40年10月6日鹿児島県告示第1027号をもって設定）	始良郡湧水町木場地内における県道栗野停車場えびの高原線と鹿児島森林管理署管内国有林1034林班と民有林との境界線との交点を起点とし、同点から同境界線を同境界線と同林班と同国有林1033林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林1034林班と同国有林3072林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林1034林班と同国有林3073林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同国有林1034林班と同国有林1035林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と県道栗野停車場えびの高原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
曾木小学校鳥獣保護区（昭和40年10月6日鹿児島県告示第1027号をもって設定）	伊佐市大口曾木地内における伊佐市道諏訪線と伊佐市道諏訪・山ノ城線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と通称農道元線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と伊佐市道片平本堂線とを結ぶ山道との交点方	平成27年11月1日から平成37年10月

示第1027号をもって設定)	向へ進み同点に至り、同点から同山道を同山道と伊佐市道片平本堂線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道267号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と曾木小学校正門を経て伊佐市道諏訪線に至る通学道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同通学道路を同通学道路と伊佐市道諏訪線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	31日まで
矢筈岳鳥獣保護区（平成7年10月30日鹿児島県告示第1196号をもって設定）	熊毛郡屋久島町一湊地内における県道上屋久永田屋久線と滝水川右岸との交点を起点とし、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を矢筈崎を経て同海岸線と通称元浦棧橋との交点方向へ進み同点に至り、同点から同棧橋を同棧橋と屋久島町元浦線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と県道上屋久永田屋久線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
山間鳥獣保護区（昭和60年10月16日鹿児島県告示第1458号をもって設定）	奄美市住用村山間地内における県道山間役勝線と国道58号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と奄美市所在民有林33林班と同民有林34林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と住用川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を上流へ進み山間鳥獣保護区1号境界柱設置点に至り、同設置点から同設置点を通る東西方向の直線を同直線と同川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を下流へ進み山間鳥獣保護区2号境界柱設置点に至り、同設置点から同設置点と山間鳥獣保護区3号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から県道山間役勝線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

鹿児島県告示第964号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

平成27年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	存 続 期 間
遠見番山鳥獣保護区（昭和50年11月5日鹿児島県告示第1229号をもって設定）	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
末吉鳥獣保護区（昭和40年10月6日鹿児島県告示第1027号をもって設定）	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
江之島鳥獣保護区（昭和40年10月6日鹿児島県告示第1027号をもって設定）	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
深川小学校鳥獣保護区（昭和40年10月6日鹿児島県告示第1027号をもって設定）	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
ホノホシ鳥獣保護区（平成7年10月30日鹿児島県告示第1680号をもって設定）	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	平成27年11月1日から平成28年10月31日まで

鹿児島県告示第965号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成27年10月30日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
皮籠石・小湊干拓特定猟具使用禁止区域	南さつま市大浦町大浦地内における国道226号と南さつま市道皮籠石線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道上に設置してある皮籠石・小湊干拓特定猟具使用禁止区域1号境界柱設置点方向へ進み同点に至り、同設置点から同設置点と用悪水路左岸とを最短距離で結ぶ直線を同直線と同用悪水路左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同用悪水路左岸を同用悪水路左岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を同海岸線と南さつま市加世田と同市大浦町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と国道226号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	銃器
高尾野川中部特定猟具使用禁止区域	出水市高尾野町下水流地内における国道3号と出水市道西水流上の原線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と出水市道唐笠木西水流線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道上鶴線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道運動場東線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道中央横線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道星原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道上の原・出水線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道千間山線との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道出水高尾野線との同市高尾野町大久保地内における交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と出水市道御岳線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道樋掛線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道矢房1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道矢房線との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道出水高尾野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と出水市道西水流上の原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道笠掛線との交点方向へ進み同点	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	銃器

	に至り、同点から同市道を同市道と出水市道唐笠木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道大里1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道西部縦線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道荘上下線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道荘北宮田橋線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道3号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
鹿児島刑務所特定猟具使用禁止区域	始良郡湧水町中津川地内における湧水町道吉松・霧島線と九州縦貫自動車道との交点を起点とし、同点から同自動車道を同自動車道と鹿児島刑務所の敷地と民有地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と湧水町と宮崎県えびの市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島刑務所の敷地と陸上自衛隊霧島演習場の敷地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と湧水町道吉松・霧島線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年 11月1日 から平成 37年10月 31日まで	銃器
十曾特定猟具使用禁止区域	伊佐市山野地内における伊佐市道十曾線と高山林道との交点を起点とし、同点から同林道を同林道と伊佐市道永山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と十曾林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と北平林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と伊佐市道十曾線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年 11月1日 から平成 37年10月 31日まで	銃器
高隈ゴルフ場特定猟具使用禁止区域	鹿屋市輝北町下百引地内における国道504号と鹿屋市農道上四口段線との交点を起点とし、同点から同農道を同農道と鹿屋市農道鍋迫段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿屋市農道四口段線とを結ぶ道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同道路を同道路と鹿屋市農道四口段線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿屋市道影平・大迫山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と大迫山造林作業路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同作業路を同作業路と旧耕作道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同旧耕作道を同旧耕作道と鹿屋市輝北町下百引と鹿屋市上高隈町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、	平成27年 11月1日 から平成 37年10月 31日まで	銃器

	同点から同境界線を同境界線と鹿屋市上高隈町地内におけるジェイズカントリークラブ鹿屋ゴルフコース敷地と他の民有地との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同境界線から鹿屋市林道宍込線と交差して鹿屋市道枝迫線とを結ぶ歩道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同歩道を同歩道と鹿屋市道枝迫線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と通称陣ヶ尾歩道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同歩道を同歩道と通称竹山歩道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同歩道を同歩道と通称後原農道との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と国道504号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
鹿屋航空基地特定猟具使用禁止区域	鹿屋市新生町地内における鹿屋市道平和住宅3号線と鹿屋市道新生看護学校線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と鹿屋市道新生二子松線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿屋市道新生新栄線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿屋市道田崎市役所線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道田淵田崎線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と鹿屋市道野里田崎線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿屋市道野里川西線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道鹿屋環状線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と国道269号との鹿屋市野里町地内における交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と鹿屋市道古前場線の西原三丁目地内における交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と鹿屋市道平和住宅3号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年 11月1日 から平成 37年10月 31日まで	銃器
鹿屋体育大学特定猟具使用禁止区域	鹿屋市白水町地内における国道220号と鹿屋市道白水近在線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と鹿屋市道大学1号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と農道東花岡ホ場42号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と農道東花岡ホ場70号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と鹿屋市道古里1号線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と国道220号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年 11月1日 から平成 37年10月 31日まで	銃器

板ヶ山下崩 特定猟具使 用禁止区域	肝属郡肝付町岸良地内における国道448号と久保田川右岸との交点を起点とし、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を同海岸線と大隅森林管理署国有林59林班と民有地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と国道448号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年 11月1日 から平成 37年10月 31日まで	銃器
叶岳特定猟 具使用禁止 区域	肝属郡肝付町北方地内における肝付町道乙田線と肝付町道侍金線とを結ぶ道路と同町道との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と肝付町道大平見線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と肝付町道南北線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と肝付町道乙田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と肝付町道侍金線とを結ぶ道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同道路を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年 11月1日 から平成 37年10月 31日まで	銃器
野方水之谷 特定猟具使 用禁止区域	曾於郡大崎町野方地内における大鳥川左岸と県道垂水大崎線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と大崎町道水之谷一荒谷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と梅ヶ渡川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と大鳥川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年 11月1日 から平成 37年10月 31日まで	銃器
須野ダム特 定猟具使用 禁止区域	奄美市笠利町大字須野地内における辺留農道1号線と須野ダム管理歩道との交点を起点とし、同点から同歩道を同歩道と須野ダム右岸管理車道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同車道を同車道と七迫橋との交点方向へ進み同点に至り、同点から同橋を同橋と須野ダム左岸管理車道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同車道を同車道と辺留農道1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年 11月1日 から平成 37年10月 31日まで	銃器
節田特定猟 具使用禁止 区域	奄美市笠利町大字節田地内における奄美市道節田1号線と奄美市道手花部・節田線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と奄美市道節田13号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と奄美市道平・和野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と奄美市道節田12号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と奄美市道節田1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年 11月1日 から平成 37年10月 31日まで	銃器

上名道森林公園特定猟具使用禁止区域	大島郡天城町天城地内における天城町道当山34号線と天城町道天城当部線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と天城町民有林14林班と15林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と天城町道当山1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と同民有林14林班と18林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と天城町道当山34号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成27年11月1日から平成37年10月31日まで	銃器
-------------------	--	---------------------------	----